

## 健診フォローアップキャンペーンFAQ

### 1 本キャンペーンの対象者について

Q1-1 (従業員ではなく) 法人の役員は、対象ですか？

A 対象です。

Q1-2 パート・アルバイト従業員は、対象ですか？

A 対象です。

Q1-3 個人事業主の代表は、対象ですか？

A 対象です。

Q1-4 個人事業主の青色専従者は、対象ですか？

A 対象です。

Q1-5 佐賀市内に本社があり佐賀商工会議所の会員です。福岡の支社・支店・工場の従業員は、対象ですか？

A 対象です。

Q1-6 佐賀市外に本社があり、佐賀支店が佐賀商工会議所の会員です。佐賀市外にある本社の従業員は、対象ですか？

A 対象です。

### 2 本キャンペーンにおける「一次健康診断」について

Q2-1 一次健康診断とは何ですか？

A 本キャンペーンにおける「一次健康診断」は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断です。

労働安全衛生法（抄）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師が行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

Q2-2 個人事業主です。労働安全衛生法に基づく健康診断を行っていないと対象外ですか？

A 市町村が実施する国民健康保険法や高齢者医療確保法に基づく健康診断を一次健康診断とみなし、対象とします。

Q2-3 本キャンペーン指定医療機関ではない医療機関で一次健康診断を受けていると対象外ですか？

A 一次健康診断を受けた医療機関は問いません。一次健康診断の結果に基づく二次診療を本キャンペーンの指定医療機関で受けた方は対象です。

### 3 本キャンペーンにおける「二次診療」について

Q3-1 二次診療とは何ですか？

A 一次健康診断で医師等が判定した診断区分に基づく診療であると指定医療機関が認めるものです。一般的に、診断区分は5～6段階に分かれており、軽い方からA～Eや1～6といった区分が設けられています。このうち、医療機関での受診を指示・勧奨する診断（「経過観察」、「要再検査」、「要精密検査」、「要治療」の診断）があったために、本キャンペーン指定医療機関で診療を受けた方が対象となります。なお、診断区分は医療機関ごとに独自の区分が設けられているため、指導コメント等をご確認ください。

Q3-2 どのような診療が本キャンペーンの対象になりますか？

A 以下に対象となる例、対象にならない例を示します。

(対象となる例)

- 健康診断の結果、総コレステロールの値が高く、【判定4】「脂質は二次検査や治療が必要です。医療機関に相談してください。」との指導コメントがあったため、指定医療機関にて治療を受けた。
- 健康診断の結果、【判定3】「日常生活に注意を要し、経時的検査を必要とします。脂質について再検査を受けてください。(1年後)」との指導コメントがあったため、1年後に指定医療機関にて再検査を受けた。
- 健康診断の結果、【判定C】「日常生活に注意を要し、経時的検査を必要とします。症状あれば胃カメラを受けて下さい。」との指導コメントがあったため、心配になり指定医療機関にて胃カメラ検査を受けた。

(対象とならない例)

- 健康診断の結果、【判定1】「今回の検査では、明らかな異常は見られませんでした。」との指導コメントがあったが、半年後、自主的に指定医療機関を受診しMRI検査を受けた。
- 健康診断の結果、血液検査で【判定2】「わずかに基準値をはずれていますが、日常生活に差し支えありません。」との指導コメントがあった。その後、感染症に罹り指定医療機関を受診した際に血液検査を行った。
- 健康診断の結果、腎機能で【判定E】「治療中の疾患については、治療を継続してください。」との指導コメントがあったため、以前から通院している指定医療機関で治療継続のため診療を受けた。

Q3-3 半年前に受けた健康診断の結果が「要再検査」でしたが、その後、忙しかったために診療を受けていません。今からでも指定医療機関で再検査を受けると対象になりますか？

A 対象になります。

Q3-4 勤務先から、本キャンペーンの指定医療機関ではない医療機関で診療を受けるよう指定されています。本キャンペーンに応募できますか？

A 本キャンペーン指定医療機関で二次診療を受けて確認印がある場合のみ応募できますので、対象外です。

#### 4 その他

Q4-1 応募回数に制限はありますか？

A 1回の一次健康診断につき1回のみ応募できます。

(更新履歴)

令和5年9月1日 初版作成